

保険医療機関及び保険医への対応

令和6年3月15日開催の北海道地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について答申^{※1}をいただきました。

これを受け、北海道厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

1 取消処分の内容

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称 もり歯科クリニック
所 在 地 札幌市清田区平岡6条2丁目2番10号
開 設 者 森 伸一 (もり しんいち)
指定取消日 令和6年3月26日
該 当 条 文 健康保険法第80条(第1号、第2号、第3号及び第6号関係)^{※2}

(2) 登録の取消となる保険医

氏 名 森 伸一 (もり しんいち)
年 齢 59歳
登録取消日 令和6年3月26日
該 当 条 文 健康保険法第81条(第1号及び第3号関係)^{※3}

2 監査を行うに至った経緯

(1) 当該保険医療機関を受診した患者から北海道厚生局に対し、加入する保険者から送付された医療費通知を確認したところ、実際に受診した日数よりも記載されている受診日数が明らかに多い旨の情報提供があった。

また、別の患者からも、加入する保険者のホームページで保険医療機関の受診履歴を確認したところ、当該患者を含む複数の家族の受診日数が、実際に受診した日数よりも多く記録されている旨の情報提供があり、診療報酬の請求内容に疑義が生じた。

(2) 個別指導^{※4}を実施したところ、複数の患者に対して診療内容に疑義が認められたため、森歯科医師に質問したところ、明確な回答は得られず、途中から終始無言となったため個別指導を中断した。

(3) 患者調査を実施したところ、次の事象が認められた。

ア 患者本人から回答のあった受診日数又は受診月数よりも多く診療報酬が請求されている。

イ 複数の患者についてレジン充填^{※5}を受けていないと回答しているが、当該患者の診療報酬明細書を確認したところ、多数のレジン充填を診療報酬請求している不自然な事例が認められた。

以上より、診療報酬の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、個別指導を中止し、令和4年9月から令和5年12月にかけて合計5回の監査^{※6}を実施した。

3 取消処分の主な理由

不正請求^{※7}

- ア 架空請求（実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求）
患者が来院していない月であるにもかかわらず、受診があり保険診療を行ったとして、基本診療料、医学管理等、検査、処置、歯冠修復^{※8}及び欠損補綴^{※9}に係る費用を不正に請求。
- イ 付増請求（実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求）
行っていない基本診療料、処置、歯冠修復及び欠損補綴に係る費用を不正に請求。
- ウ 振替請求（実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求）
点数の低い検査及び処置を行ったにもかかわらず、点数の高い検査及び処置を行ったとして、不正に請求。

4 監査において判明した不正請求及び不当請求^{※10}の件数・金額

不正請求 67件 398,365円、不当請求9件 9,336円

上記の件数・金額は、監査時において平成29年12月から令和4年6月診療分までを確認したもの。

なお、監査において確認したもの以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者へ返還させることとしている。

5 保険医療機関の再指定及び保険医の再登録

保険医療機関の再指定及び保険医の再登録については、原則として令和6年3月26日から5年間行わない。

注 釈

※1 答申

社会保険医療協議会法（昭和25年 法律第47号）抄 【第2条第2項】

（所掌事務）

第二条 第1項（略）

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

※2 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第80条第1号、第2号、第3号及び第6号】

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当

の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第一百条第四項（これらの規定を第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

四・五（略）

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。

七～九（略）

※3 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第81条第1号及び第3号】

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二（略）

三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。

四～六（略）

※4 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第73条第1項】

（厚生労働大臣の指導）

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2（略）

※5 レジン充填

小さな虫歯を削り取ったあと、その空いた穴にコンポジットレジンという材料を詰めること。

※6 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第78条第1項】

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

※7 不正請求

診療報酬の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。

※8 歯冠修復（しかんしゅうふく）

むし歯で欠けた部分を、詰めたり被せたりすること。

※9 欠損補綴（けっそんほてつ）

無くなった歯を人工歯で補い、元どおりにすること。

※10 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例：「診断に係る必要な所見」を診療録（カルテ）に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに診断に係る必要な所見を記載していない。